

小型機船底びき網漁業（打瀬漁業及びその他の  
小型機船底びき網漁業を除く。）の許可方針

令和2年11月30日制定

（趣旨）

第1 千葉県海面における小型機船底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第2号に掲げる小型機船底びき網漁業をいう。）のうち、同省令第72条第1項第1号から第3号までに掲げる漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

（許可等をすべき船舶等の数の考え方）

第2 第3の（1）に規定する漁業種類のうち、手繰第1種漁業、手繰第2種漁業（自家用えさびき網漁業を除く。）及び手繰第3種漁業（操業区域5-2に係る許可を除く。）については、以下のとおりとする。

（1）許可の一斉更新においては、次のアの隻数からイの隻数を差し引いた隻数を操業区域ごとに定める。ただし、アの隻数が0となる操業区域については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数を追加することができる。

ア 一斉更新を迎える許可等の隻数

イ 廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）

（2）許可の有効期間の途中においては、公示隻数を抑制する観点から、原則として新たな許可等をするための追加的な公示は行わないものとする。

2 第3の（1）に規定する漁業種類のうち、自家用えさびき網漁業については以下のとおりとする。

（1）許可の一斉更新においては、次のアの隻数からイの隻数を差し引いた隻数にウの隻数を加えた隻数を操業区域ごとに定める。

ア 一斉更新を迎える許可等の隻数

イ 廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）

ウ 新規希望の隻数（漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数に限る。）

（2）許可の有効期間の途中において、新規希望があった場合は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数について、新たな許可等をするための追加的な公示をするものとする。

3 第3の操業区域5-2に係る許可については、操業区域内に設定されている共同漁業権の組合員行使権者が行う場合又は当該漁業権者の同意があった場合であって、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数を定める。

（新規の許可等に係る制限措置）

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

（1）漁業種類 手繰第1種漁業及び手繰第2種漁業（自家用えさびき網漁業を除く。）、自家用えさびき網漁業（手繰第2種漁業のうち、釣り又ははえ縄により行う漁業のための自家用餌料の採捕を目的とする漁業をいう。）及び手繰第3種漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第2の考え方に基づき都度定める。

（3）船舶の総トン数 下表のとおり

（4）推進機関の馬力数 次のとおり

ア 操業区域1、2、3及び4において操業する手繰第1種漁業及び手繰第2種漁業（自家用えさびき網漁業を除く。）並びに操業区域5-1及び5-2において操業する手繰第3種漁業に係る船舶

80キロワット（25馬力）以下（なお、括弧内の馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則附録第1（同附録の表の備考の規定を除く。）の規定により算出したものとする。以下同じ。）

イ 操業区域6において操業する手繰第3種漁業に係る船舶 次のとおり

(ア) 総トン数4トン未満の船舶 330キロワット (70馬力) 以下

(イ) 総トン数4トン以上6トン未満の船舶 450キロワット (90馬力) 以下

(ウ) 総トン数6トン以上10トン以下の船舶 540キロワット (120馬力) 以下

ただし、動力漁船の性能の基準 (昭和57年農林水産省告示第1091号) 第4項の規定による農林水産大臣の特別承認を受けている船舶については、この限りでない。

(5) 操業区域 下表のとおり

(6) 漁業時期 周年

(7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

漁業種類	船舶の総トン数	操業区域		漁業を営む者の資格
手繰第1種漁業及び手繰第2種漁業 (自家用えさびき網漁業を除く。)	10トン未満	1	富津市富津岬突端 (北緯 35 度 18 分 46 秒 東経 139 度 47 分 5 秒の点)、第1海堡中心点 (北緯 35 度 18 分 54 秒東経 139 度 46 分 8 秒の点)、第2海堡中心点 (北緯 35 度 18 分 43 秒東経 139 度 44 分 31 秒の点)、北緯 35 度 17 分 16 秒東経 139 度 44 分 13 秒の点及び神奈川県横須賀市鴨居観音崎突端 (北緯 35 度 15 分 23 秒東経 139 度 44 分 45 秒の点) を順次結んだ線以北の千葉県海面	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者
		2	富津市富津岬突端 (北緯 35 度 18 分 46 秒 東経 139 度 47 分 5 秒の点)、第1海堡中心点 (北緯 35 度 18 分 54 秒東経 139 度 46 分 8 秒の点)、第2海堡中心点 (北緯 35 度 18 分 43 秒東経 139 度 44 分 31 秒の点)、北緯 35 度 17 分 16 秒東経 139 度 44 分 13 秒の点及び神奈川県横須賀市鴨居観音崎突端 (北緯 35 度 15 分 23 秒東経 139 度 44 分 45 秒の点) を順次結んだ線から富津市萩生と同市金谷との境 (通称ぼら口) と神奈川県横須賀市東浦賀明神崎突端とを結んだ線に至る間の千葉県海面	〃
		3	富津市萩生と同市金谷との境 (通称ぼら口) と神奈川県横須賀市東浦賀明神崎突端とを結んだ線から館山市洲崎灯台と神奈川県三浦市城ヶ島灯台とを結んだ線に至る間の千葉県海面	〃
		4	操業区域1から3までの操業区域の欄に掲げる操業区域のうち知事が指定する区域	〃
手繰第3種漁業	15トン未満	5-1	富津市富津岬突端 (北緯 35 度 18 分 46 秒 東経 139 度 47 分 5 秒の点)、第1海堡中心点 (北緯 35 度 18 分 54 秒東経 139 度 46 分 8 秒の点) 及び神奈川県横浜市本牧鼻突端とを順次結んだ線以北の千葉県海面。ただし、共同漁業権漁場を除く。	〃
		5-2	富津市富津岬突端 (北緯 35 度 18 分 46 秒 東経 139 度 47 分 5 秒の点)、第1海堡中心点 (北緯 35 度 18 分 54 秒東経 139 度 46 分 8 秒の点) 及び神奈川県横浜市本牧鼻突端とを順次結んだ線以北の千葉県海面のう	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域内に設定されている共同漁業権の組合員行使権者又は当該共

			ち共同漁業権漁場	同漁業権を有する者から同意を得た者
	10トン以下	6	旭市飯岡灯台正南の線といすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱（漁業権基点北1号）正東の線に囲まれた千葉県海面	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者
手繰第2種漁業のうち自家用えさびき網漁業	15トン未満	2	操業区域2の区域	〃
		3	操業区域3の区域	〃
		7	館山市洲崎灯台と神奈川県三浦市城ケ島灯台とを結んだ線から鴨川市入道ケ埼正南の線に至る間の千葉県海面	〃
		8	鴨川市入道ケ埼正南の線からいすみ市太東埼灯台正東の線に至る間の千葉県海面	〃
		9	いすみ市八幡埼正東の線から銚子市地先に至る間の千葉県海面	〃

（許可等の申請期間）

第4 規則第11条第1項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第2項の規定を踏まえ、都度定める。

（許可等の条件）

第5 当該漁業の許可等に当たっては、規則第13条第1項の規定により、次の条件を付けるものとする。

漁業種類	操業区域	許可等の条件
手繰第1種漁業及び手繰第2種漁業（自家用えさびき網漁業を除く。）	1	東京内湾における最低水面下水深8メートルの等深線以浅の海域においては、操業してはならない。
	2	富津市明鍾岬突端正西の線以北における最低水面下水深8メートルの等深線以浅の海域においては、操業してはならない。ただし、第1種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて採捕する場合を除く。
	3	富津市明鍾岬突端正西の線以北における最低水面下水深8メートルの等深線以浅の海域においては、操業してはならない。ただし、第1種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて採捕する場合を除く。
	4	操業区域1、2及び3のうち知事が指定した区域の条件とする。
手繰第3種漁業	5-1	<p>(1) 殻長6センチメートル以下のとりがい及び殻長5センチメートル以下のあずまにしきは採捕してはならない。</p> <p>(2) 日没時から日出時までは、操業してはならない。</p> <p>(3) 木更津市盤洲鼻突端と神奈川県横浜市本牧鼻突端とを結んだ線から富津市富津岬突端（北緯35度18分46秒東経139度47分5秒の点）、第1海堡中心点（北緯35度18分54秒東経139度46分8秒の点）及び神奈川県横浜市本牧鼻突端とを順次結んだ線に至る間の千葉県海面においては、12月1日から翌年3月31日までの間は操業してはならない。</p> <p>(4) のり養殖施設が設置されている区域内では操業してはならない。</p> <p>(5) 操業区域内における旧共同漁業権共第126号（昭和38年9月1日免許）の漁場の区域では操業してはならない。</p>

		(6) 操業中の潜水器漁船から 500 メートル以上離れて操業しなければならない。 (7) 当該船舶の船橋の周囲を 30 センチメートル幅で帯状に橙色で塗装しなければならない。 (8) 使用する桁の幅は 3.5 メートル以内とする。
	5-2	日没時から日出時までは、操業してはならない。
	6	(1) 日没時から日出時までは、操業してはならない。 (2) 当該船舶の船橋の周囲を 30 センチメートル幅で帯状に橙色で塗装しなければならない。 (3) 使用する桁の幅は 3.5 メートル以内とする。 (4) 船舶を航行させて桁をひき廻す操業は行ってはならない。 (5) いすみ市太東埼灯台中心点正東の線以北旭市刑部岬突端正南の線以西における最大高潮時海岸線から 2,000 メートルの線以内の海域においては、操業してはならない。ただし、第 1 種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて採捕する場合を除く。
手繰第 2 種漁業のうち自家用えさびき網漁業	2、3	(1) 1 航海につき、えびは 20 キログラム以上採捕してはならない。 (2) 採捕した漁獲物は販売してはならない。 (3) 富津市明鍾岬突端正西の線以北における最低水面下水深 8 メートルの等深線以浅の海域においては、操業してはならない。ただし、第 1 種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて採捕する場合を除く。
	7、8	(1) 1 航海につき、えびは 20 キログラム以上採捕してはならない。 (2) 採捕した漁獲物は販売してはならない。
	9	(1) 1 航海につき、えびは 20 キログラム以上採捕してはならない。 (2) 採捕した漁獲物は販売してはならない。 (3) 12 時から 24 時までの間はえびを採捕してはならない。 (4) いすみ市太東埼灯台中心点正東の線以北旭市刑部岬突端正南の線以西における最大高潮時海岸線から 2,000 メートルの線以内の海域においては、操業してはならない。ただし、第 1 種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて採捕する場合を除く。

(新規の許可等に係る許可の基準)

第 6 第 3 に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第 11 条第 5 項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

- (1) 当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合
- (2) 当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合
- (3) 次のいずれかの場合
  - ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合
  - イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）
- (4) (1) ～ (3) 以外の場合であって、1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合
- (5) (1) ～ (4) 以外の場合

(許可等についての適格性に係る船舶等の基準)

第 7 規則第 10 条第 1 項第 5 号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。

定めなし

(許可の有効期間)

第8 当該漁業の許可(操業区域5-2に係るものを除く。)の有効期間は、規則第15条第1項第1号の規定により5年とする。ただし、規則第7条(起業の認可に基づく許可)の規定によって許可をした場合及び第2の2(2)の規定により追加的な公示をして許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

また、規則第14条(代船許可又は承継許可)の規定によって許可をした場合は、規則第15条第1項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

2 第3の操業区域5-2に係る許可の有効期間は1年以内とする。

(変更の許可)

第9 規則第16条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

(承継の許可)

第10 当該漁業は規則第14条第1項第3号に規定する承継許可の対象とする。

(許可等の申請)

第11 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第8条第1項の規定による申請書のほか、同条第2項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

(1) 申請理由書

(2) 年間操業計画書

(3) 印鑑証明書

(4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本

(5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書

(6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書

(7) 代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書

(8) 起業認可申請の場合は、船舶件名書

(9) 適格性に関する申立書(申請者が適格性を有することを組合が確認し、(10)の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。)

(10) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書

(11) 漁業権に基づく行使の場合は、漁業権行使規則の写し及び採捕に関する総会の議事録の写し

【第3の操業区域5-2で操業する場合】

(12) 漁業権に基づかない場合は、当該漁業権者の同意書【第3の操業区域5-2で操業する場合】

(資源管理の状況等の報告)

第12 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年、漁業時期終了後2ヶ月以内(第3の操業区域5-2に係る許可以外は2月末日まで)に資源管理の状況等を別記第1号様式又は第2号様式により知事に報告しなければならない。

附 則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

2 小型機船底びき網漁業(その他の小型機船底びき網漁業を除く)の許可及び起業の認可方針(昭和52年6月15日施行)は、令和2年11月30日限りで廃止する。ただし、旧方針第7の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。

3 令和3年12月1日一部改正

(別記第1号様式)

小型機船底びき網漁業（手繰第 種漁業）の資源管理の状況等の報告書（漁獲成績報告書）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

氏名（法人にあつては、その名称）

報告期間	許可番号	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	乗組員数
令和 年 月から 令和 年 月まで	第 号	丸	CB -	トン		人

1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況					
2 漁業生産の実績等					
月別	操業日数	漁獲量	漁獲金額	主たる漁獲物の種類	操業場所
1月	日	kg	千円		
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
合計					

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

-----  
上記のとおり水揚げしたことを証明します。

漁業協同組合代表理事組合長

(別記第2号様式)

自家用えさびき網漁業の資源管理の状況等の報告書（漁獲成績報告書）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

氏名（法人にあつては、その名称）

報告期間	許可番号	船名	漁船登録番号	総トン数	乗組員数
令和 年 月から 令和 年 月まで	第 号	丸	CB -	トン	人

1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況					
2 漁業生産の実績等					
月別	操業日数	操業回数	採捕量	採捕種	採捕場所
1月	日	回	kg		
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
合計					

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

## 小型機船底びき網漁業（手繰第1種・手繰第2種）

但し自家用えさびき網漁業を除く

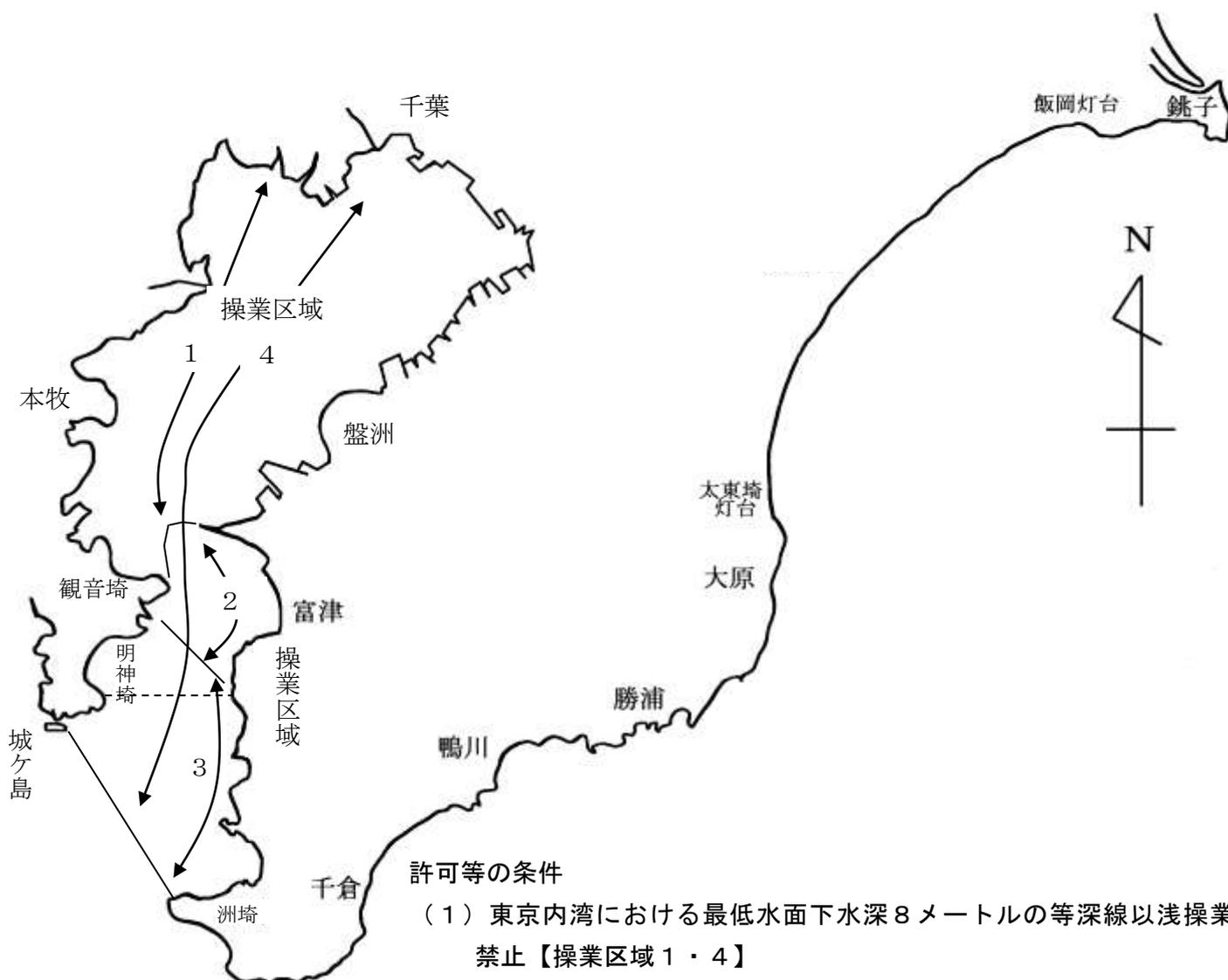
船舶の総トン数：10トン未満

推進機関の馬力数：80キロワット（25馬力）以下\*

操業区域：下図のとおり

漁業時期：周年

漁業を営む者の資格：操業区域に接する地域に住所を有する者



※操業区域のうち東京内湾については、農林省告示により80キロワット以下に規制

## 小型機船底びき網漁業（手繰第3種）

### 船舶の総トン数

操業区域5-1・5-2：15トン未満

操業区域6：10トン以下

### 推進機関の馬力数

操業区域5-1・5-2：80キロワット（25馬力）以下\*

操業区域6：4トン未満：330キロワット（70馬力）以下

6トン未満：450キロワット（90馬力）以下

10トン以下：540キロワット（120馬力）以下

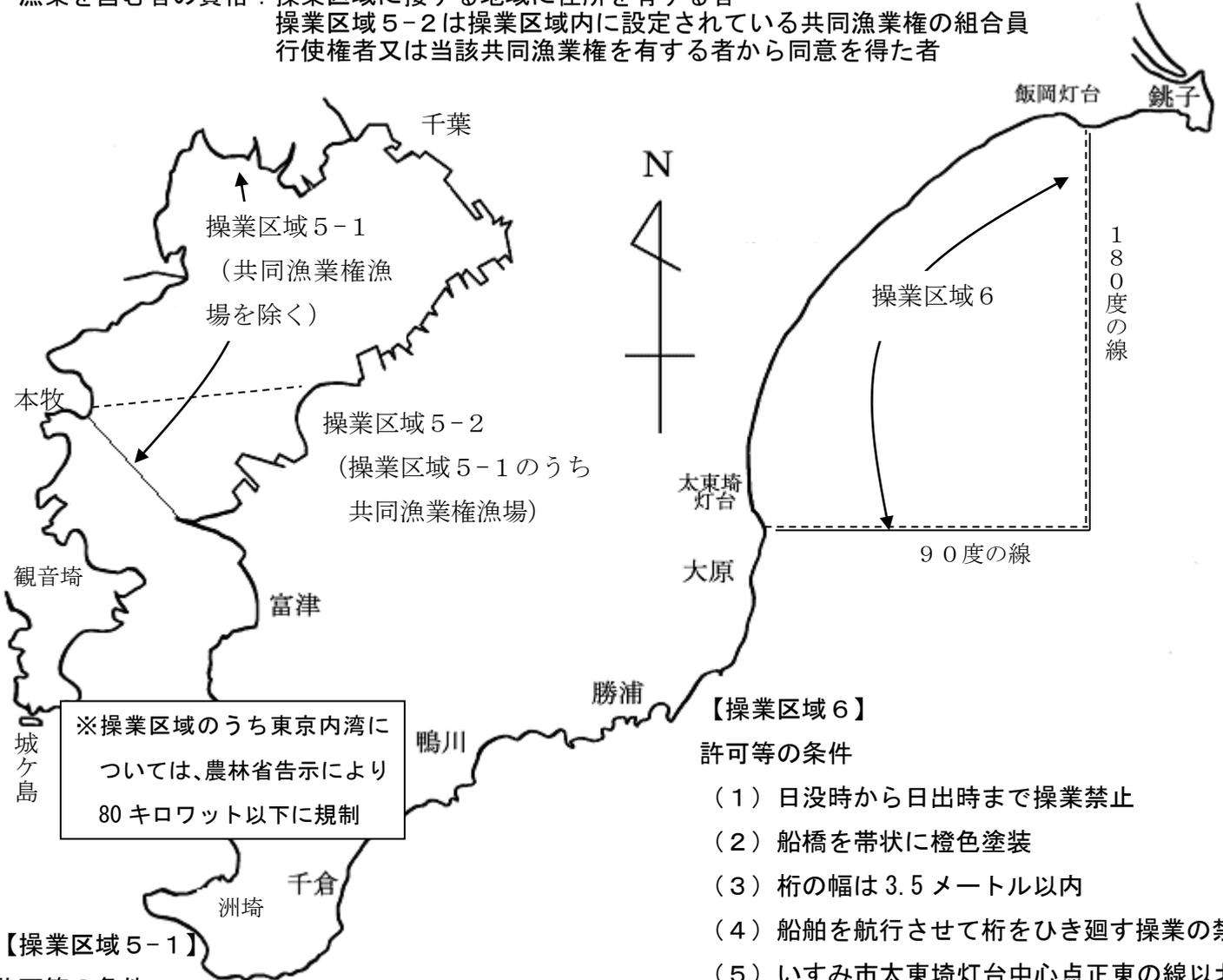
操業区域：下図のとおり

漁業時期：周年

漁業を営む者の資格：操業区域に接する地域に住所を有する者

操業区域5-2は操業区域内に設定されている共同漁業権の組合員

行使権者又は当該共同漁業権を有する者から同意を得た者



※操業区域のうち東京内湾については、農林省告示により80キロワット以下に規制

### 【操業区域5-1】

#### 許可等の条件

- (1) 殻長6センチメートル以下のとりがい及び5センチメートル以下のあづまにしき採捕禁止
- (2) 日没時から日出時まで操業禁止
- (3) 富津岬～盤洲間12/1～3/31 操業禁止
- (4) のり養殖施設設置区域内操業禁止
- (5) 共第126号は漁業権消滅後も操業禁止
- (6) 潜水器から500メートル以内操業禁止
- (7) 船橋を帯状に橙色塗装
- (8) 使用する桁の幅は3.5メートル以内

### 【操業区域5-2】

#### 許可等の条件

- 日没時から日出時まで操業禁止

## 小型機船底びき網漁業（自家用えさびき網漁業）

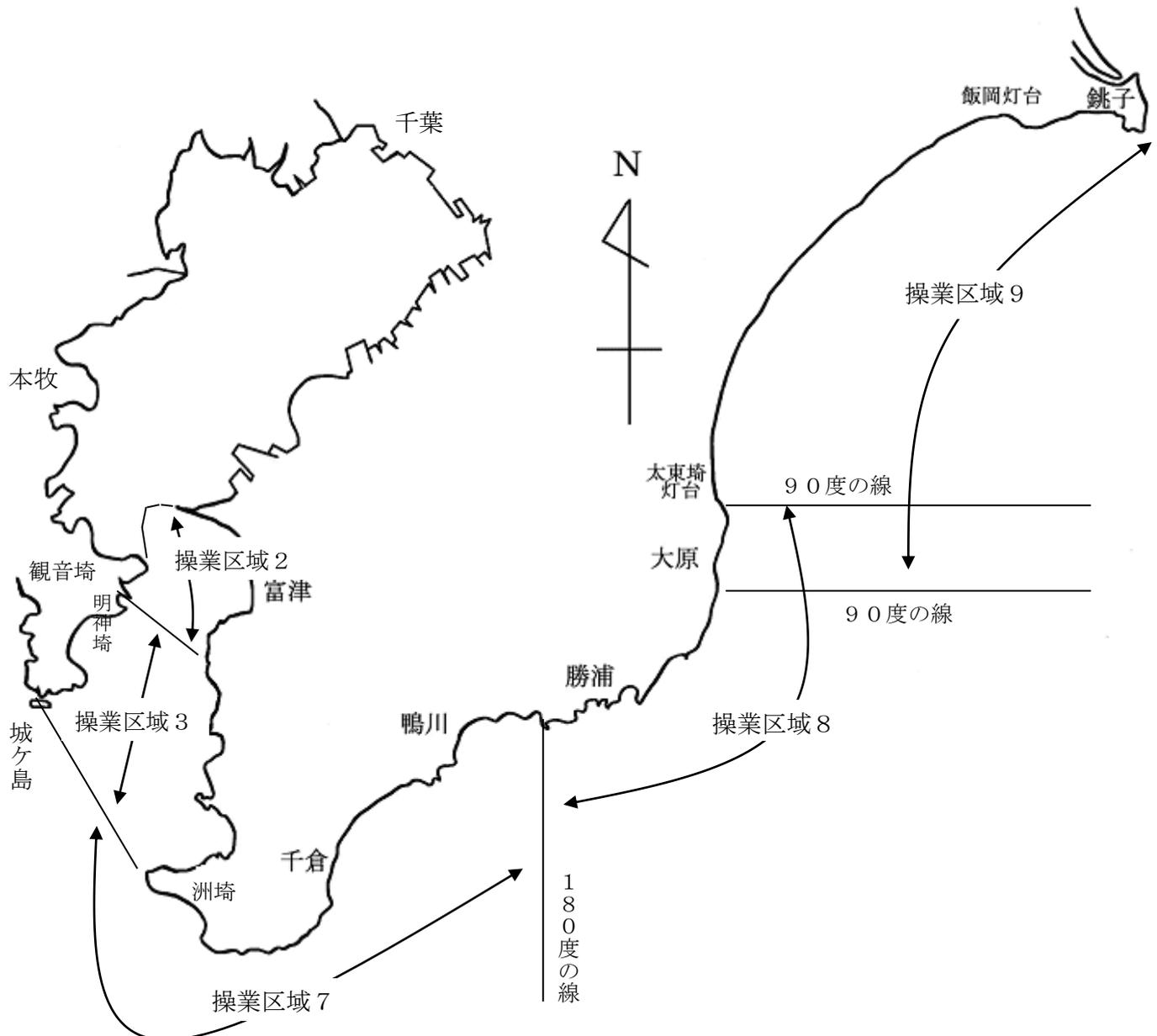
船舶の総トン数：15 トン未満

推進機関の馬力数：定めなし

操業区域：下図のとおり

漁業時期：周年

漁業を営む者の資格：操業区域に接する地域に住所を有する者



### 許可等の条件

- (1) 1航海につき、えび 20 キログラム以上採捕禁止
- (2) 採捕物の販売禁止
- (3) 富津市明鐘岬突端正西の線以北における最低水面下水深 8 メートルの等深線以浅操業禁止。ただし、第 1 種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて採捕する場合を除く。【操業区域 2・3】
- (4) 12 時～24 時操業禁止【操業区域 9】
- (5) いすみ市太東埼灯台中心点正東の線以北旭市刑部岬突端正南の線以西における最大高潮時海岸線から 2,000 メートルの線以内操業禁止。ただし、第 1 種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて採捕する場合を除く。【操業区域 9】

## 小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）の許可方針

令和2年11月30日制定

（趣旨）

第1 千葉県海面における板びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令第72条第1項第5号に掲げるその他の小型機船底びき網漁業のうち、網口開口板を使用する小型機船底びき網漁業をいう。）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

（許可の一斉更新に当たっての許可等をすべき船舶等の数の考え方）

第2 次の（1）の隻数から（2）の隻数を差し引いた隻数を定める。

（1）一斉更新を迎える許可等の隻数

（2）廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）

2 許可の有効期間の途中においては、公示隻数を抑制する観点から、原則として新たな許可等をするための追加的な公示は行わないものとする。

（新規の許可等に係る制限措置）

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

（1）漁業種類 板びき網漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第2の考え方に基づき都度定める。

（3）船舶の総トン数 10トン以下

（4）推進機関の馬力数 450キロワット以下

（5）操業区域 銚子市犬吠埼灯台中心点 152度（真方位による。以下同じ。）4海里の点から正北の線及び同点から旭市飯岡灯台中心点 205度5海里の点、北緯35度32分25秒東経140度27分24秒の点（山武郡九十九里町片貝灯台跡に設置された標柱）163度4海里の点を経ていすみ市太東埼灯台中心点 30度5海里の点に至る線以東の海域のうち同点正東の線以北の千葉県の沖合の部分

（6）漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで

（7）漁業を営む者の資格 銚子市地先から長生郡一宮町地先に至る海域に接する地域に住所を有する者

（許可等の申請期間）

第4 規則第11条第1項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第2項の規定を踏まえ、都度定める。

（許可等の条件）

第5 当該漁業の許可等に当たっては、規則第13条第1項の規定により、次の条件を付けるものとする。

（1）操業区域のうち、等深線40メートル以深の海域で操業してはならない。

（2）許可船舶の船橋の全体を黄色に塗装しなければならない。

（3）網口開口板の面積は、1枚当たり1.7平方メートル以内でなければならない。【推進機関の馬力数が147キロワット（40馬力）を超える場合に適用】

（4）漁網は、魚捕部を上下二段構造とし、上網の上面に目合い6センチメートル以上の網地を2平方メートル以上装着しなければならない。【推進機関の馬力数が147キロワット（40馬力）を超える場合に適用】

（新規の許可等に係る許可の基準）

第6 第3に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第11条第5項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

- (1) 当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合
- (2) 当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合
- (3) 次のいずれかの場合
  - ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合
  - イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）
- (4) (1)～(3)以外の場合であって、1年に90日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合
- (5) (1)～(4)以外の場合

（許可等についての適格性に係る船舶等の基準）

第7 規則第10条第1項第5号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。  
定めなし

（許可の有効期間）

第8 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項第1号の規定により5年とする。ただし、規則第7条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

また、規則第14条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第15条第1項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

（変更の許可）

第9 規則第16条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

（承継の許可）

第10 当該漁業は規則第14条第1項第3号に規定する承継許可の対象とする。

（許可等の申請）

第11 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第8条第1項の規定による申請書のほか、同条第2項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 年間操業計画書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
- (6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (7) 代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書
- (8) 起業認可申請の場合は、船舶件名書
- (9) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(10)の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）
- (10) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書

（資源管理の状況等の報告）

第12 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年、漁業時期終了後2ヶ月以内（7月31日まで）に資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）の許可及び起業の認可方針（昭和45年8月7日施行）は、令和2年11月30日限りで廃止する。ただし、旧方針第4の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 令和3年12月1日一部改正

(別記様式)

## 板びき網漁業の資源管理の状況等の報告書 (漁獲成績報告書)

令和 年 月 日

千葉県知事 様

氏名 (法人にあっては、その名称)

報告期間	許可番号	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	乗組 員数
令和 年 月から 令和 年 月まで	第 号	丸	C B -	トン		人

1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

2 漁業生産の実績等

別紙のとおり

別紙報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

-----

別紙のとおり水揚げしたことを証明します。

漁業協同組合代表理事組合長



## 小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）

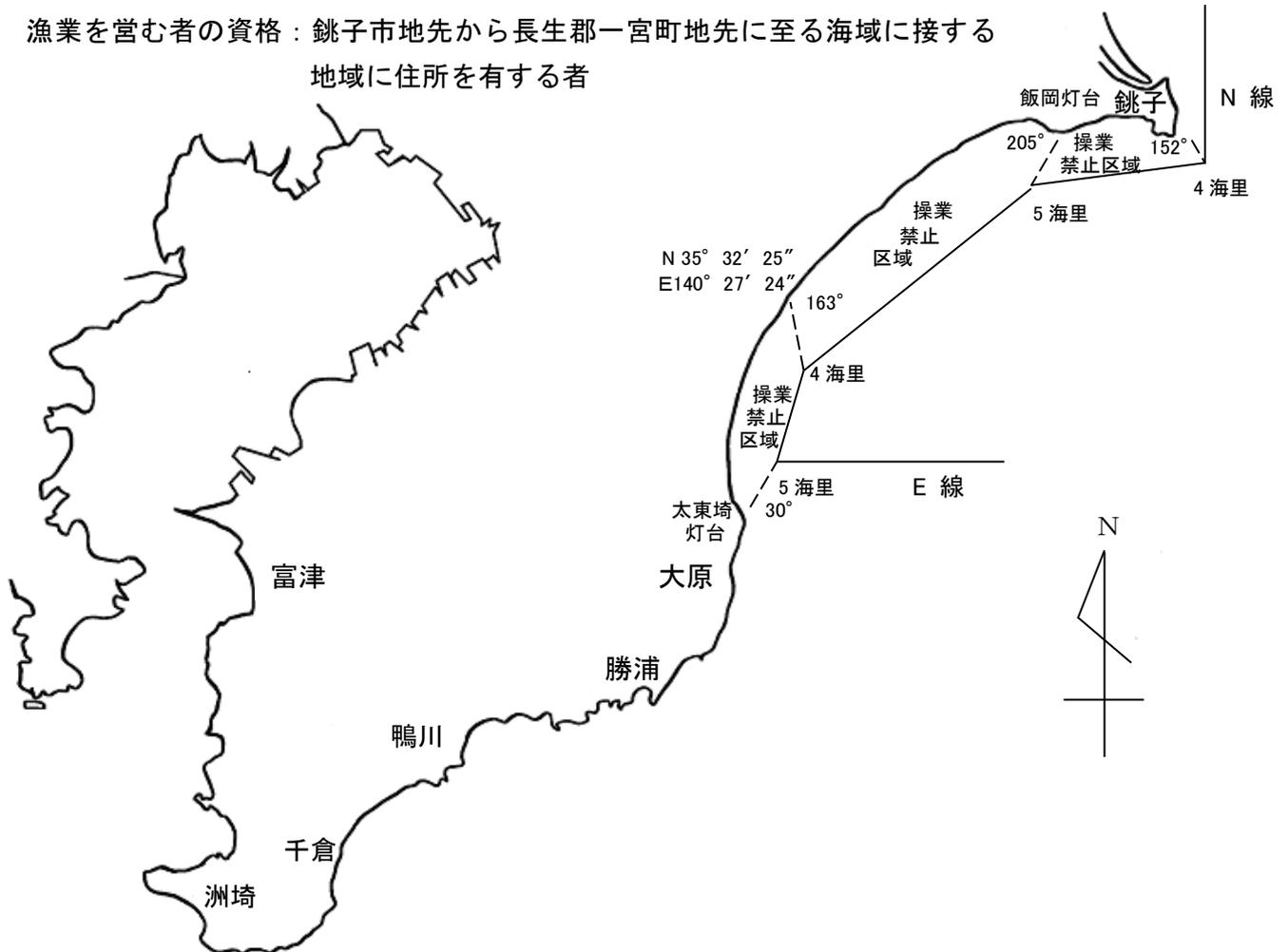
船舶の総トン数：10 トン以下

推進機関の馬力数：450 キロワット以下

操業区域：下図のとおり※

漁業時期：9月1日から翌年5月31日まで※

漁業を営む者の資格：銚子市地先から長生郡一宮町地先に至る海域に接する  
地域に住所を有する者



### 許可等の条件

- (1) 等深線 40 メートル以深操業禁止
- (2) 船橋の全体を黄色塗装
- (3) 推進機関の馬力数が 147 キロワット又は 40 馬力を超える場合には、漁具に次の条件を加える。
  - ア 網口開口板の面積は、1.7 平方メートル以内
  - イ 漁網の魚捕部は上下二段構造とし、上網上面に目合い 6 センチメートル以上の網目を 2 平方メートル以上装着

※農林省告示による規制に同じ